

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

私立高校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、特色ある教育を実践し、公教育の場として大きな役割を果たしています。

私立高校の学費負担については、国の就学支援金制度や本県独自の学費軽減制度の拡充により、一定の軽減が図られてきました。さらに令和2年度からは年収590万円未満世帯の授業料の実質無償化が実施されますが、授業料が無償化されたとしても入学金や施設整備費の負担は依然重く、私立高校生が学費の心配なく学ぶことができるよう、学費の公私間格差是正が強く望まれます。

また、新潟県における全教員に占める専任教員の割合が、公立高校は約8割であるのに対し、私立高校では約6割にとどまっているなど、教育条件にも公私間格差が生じており、私立高校の経常経費に対する一層の助成が求められます。

よって、国及び県におかれては、学費と教育条件の公私間格差是正を図るため、私立高等学校への私学助成を充実されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年9月24日

長岡市議会議長 丸 山 広 司

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、新潟県知事